



法廷闘争の現状

三池労組は現在炭労と共に「民事」と「刑事」とを合わせ13件ののぼる裁判闘争をすすめている。三池の私たちにとつて、裁判闘争のもつ意義を広げることにもまた大切。労働者屈辱の日一11.9を迎えるこの機に、決意をこめ、あえて裁判闘争の現状を展望した。

千二百名解雇事件

三池闘争の端緒となった職場活動家を含む千二百名の首切りをハネ返すこの裁判は、審理開始後約十年を経た去る六月二十七日、第一審(福岡地裁。以下同じ)の判決出、断固法廷闘争をすすめた百二十二名の八々のうち、前田義則さんら十名が勝訴。

三池労組は、さらに法廷で正しさを認めようとして決意した百一人の八々を結集、たまたに福岡高裁(第二審。以下同じ)に控訴。(他の十名は事情があつて裁判闘争を断念)三井鉱山は敗訴の十名全員についてたまたに控訴。

三池争議責任追及事件

三十八年会社、宮川組合長ら十名の組合指導者を解雇。たまたに「地位保全」を求め仮処分申請。現在審理は組合側の「総論」を終つたばかり。

争議中の行動を口実とする解雇事件

立山現書記次長ら二十八名の不当解雇をはね返すための裁判。第一審で甲斐弘さん、浜田義光さんら十名が勝訴。

遠藤分会長解雇事件

水俣闘争支援行動に口実つけての不当解雇にかかわる裁判。第一審で前嶋秀信さんは勝訴。会社はたまたに控訴。(前嶋さんは本所人事に職場復帰)現在第二審で審理中。

中屋不当解雇事件

この件は民事(地位保全仮処分申請)と刑事(これは警察の強圧によるもの)にもとづく裁判が重なつて、共に第一審で進行中。民

江上・井上解雇事件

会社は第四次合理化攻撃の中で職制の挑戦によつてデッチあげた宮浦鉱山現場事件を口実に、江上正弘さんと井上陸美さんを解雇した。

上村損害賠償裁判

九・二八三川鉱坑内火災による犠牲者上村孝知さんにかかる損害賠償(金額は約一千万円)請求裁判。

ゼッケン着用事件

宮浦鉱山の三池労組員がゼッケンを着用したこと、会社職制が職場への繰りこめを拒否した事件で、これは憲法に保障された表現の自由を侵害し、明らかに不当労働行為に当たる重大問題として組合が損害賠償を請求した裁判。

労災補償打ち切り撤回を要求する裁判

政府・独占に対し、CO患者に対する労災補償打ち切り撤回を目標とする裁判。すでに二回審理を終つて、次回は十一月二十七日。

長崎造船で災害

三菱長崎造船で去る九月二十四日大災害発生。七人死亡、他に重傷。独占による殺人。抗議しよう。

許し難い反動裁判

三池裁判判決が示すもの

裁判を通じて押し出されてくる決意を示した。独占と権力の労働者抑圧の意図は千二百名の仲間が不当解雇問題を扱った第一審の判決にもっともよく示されている。

裁判所は現在の社会体制のもとでは、企業が永続的な経営危機を打開するため、多数の労働者を解雇すること、その責任において本部は次の要旨(一部抜粋)の指摘を行ない、断固闘いつける

企業は責任によって発生した経営不振を、主として労働者の犠牲のみに求める大量解雇を認めることは、いかに資本主義体制のもとにあるとしても、裁判所にとるべき判断ではない。

職場闘争についても、複雑な炭鉱の労働環境、労働条件、保安等の関係上、職場闘争を展開する必然性と正当性があるにもかかわらず、座りこみなどいさぎあられず、それは正当ではないといふのである。

労働者の行為は職制の不当な行動に反対し、それに対する抗議として展開される。したがって問題は、なぜ労働者が抗議したのかが中心であるはずなのに、判決はその原因・背景を切り離し、労働者の行為のみを問題にしている。全く許し難い反動判決である。

われわれは更に控訴審に於て、解雇の不当性と職場闘争をはじめとする三池闘争の正しさを、明らかにしていかなければならない。

警察権力はあの三池闘争のとき、資本の手先となつて、労働者の闘いの場に割りこんできた暴力団には目もくれず、闘う労働者に荒々しい弾圧を加えてきた。その姿勢が今そのまま、裁判の姿勢となつている。

三池の正しさをつらぬこう

裁判の反動判決を粉砕し

三池闘争直前、会社はいよいよ宮浦鉱山において行なわれた抗議行動を口実に、中屋現宮浦指分会長(三川指導部)を解雇。指導部長に対する不当解雇を粉砕するための裁判。

第一審で訴えを却下され、現在第二審。きたる十一月四日の審理で結審予定。判決は来春か。

第四次合理化反対闘争の中で、組合員が宮浦鉱山長室で抗議の座り込みを行つたことを口実に、会社が警察権力までも使って行なつた弾圧と不当解雇を粉砕する裁判で、山田邦泰さんら八名の八々にかかわる民事と刑事が重なつた裁判。

谷口不当解雇事件

第一審で勝訴。たまたに四山鉱人事に職場復帰した谷口岩夫さんを、会社は控訴。

現在第二審で審理中。来年の二月二十一日結審予定。五月六月で結審予定。判決は来春か。

企業の責任によって発生した経営不振を、主として労働者の犠牲のみに求める大量解雇を認めることは、いかに資本主義体制のもとにあるとしても、裁判所にとるべき判断ではない。

職場闘争についても、複雑な炭鉱の労働環境、労働条件、保安等の関係上、職場闘争を展開する必然性と正当性があるにもかかわらず、座りこみなどいさぎあられず、それは正当ではないといふのである。

労働者の行為は職制の不当な行動に反対し、それに対する抗議として展開される。したがって問題は、なぜ労働者が抗議したのか

新たな闘いへの旅

詩

村上 静香さん 作

さび
アジアに再び魅えらんとする古き元帥たちの亡霊
せまり来る辛く残酷な一九七〇年の冬
もはや私たちに楽しい春はやつて来ないのだろうか？
あまりにも弱な私たち
立ちふさがる冬將軍
だが恋人よ 眞実を見つめよう
そして 勇気をもって旅をしよう
めよう
大地に自然の新鮮な息吹きと人々のうちに新たな生命の躍動を聴えさせる旅を
私たちのうちに
豊かな心と強い意志を養う旅を
手を取り 抱き合い はげまし合つて進もう
働くものの新しい社会をきずくために
一九七〇・九・二七

右の詩は、神奈川県高座郡座間町栗原事業団地三三〇七にお住まいの、佐藤繁夫さんから届けられたもので、次の便りが添えられていました。
「同封の詩は、去る九月二十七日に結婚式を挙げた、工藤二さん(三池の千二百名の仲間の一)娘です。その長女の静香さんが、式の席上『誓いのことば』に於いて朗読したもので、みいけにのせて載けるならば……と思つてお送りしました。
お二人の新居は『横浜市港北区仲手原二二七一九』で、新夫の村上嘉男さんは『杜青同神奈川』の専従活動家です。
『保安闘争』『安保闘争』と共に『生命を守る闘い』の益々発展することを祈りして、失礼致します」